

次の業務委託について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年5月8日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務委託名

令和2年度ふじのくにジュニア防災士養成講座用教材（語り部動画）制作業務委託

(2) 業務内容

本県の児童生徒の防災意識を高めるために実施する「ふじのくにジュニア防災士養成講座」の教材として、東日本大震災の記録映像や被災者インタビューなどを交えた語り部動画を制作する。

(3) 履行期限

令和2年9月30日（水）限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、5,900千円（消費税相当額込み）とする。

2 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 業務提案書提出時において、静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者で、「映画・ビデオ制作」の営業種目に登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てが成されていない者であること。
- (5) 次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 事務局、業務説明書等の配付

(1) 事務局

静岡県危機管理部危機情報課

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3694

FAX番号 054-221-3252

メール boujou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 業務説明書等の配付期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月15日（金）まで

(3) 業務説明書等の配布方法

事務局のメールアドレス宛てに、件名を「業務説明書等資料送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに業務説明書等資料の電子データを送付する。

4 質問書の受付及び回答

(1) 提出期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月13日（水）まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

書面（任意様式）を作成し、電子メールにて提出すること。なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡すること。（電話連絡は、提出期間中の土曜日、日曜日、休日を除く平日午前9時から午後5時までの間に限る。）

(4) 回答

令和2年5月15日（金）までに、参加表明書を提出した全ての者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに回答する。

なお、回答の受信を確認したときは、受信した旨のメールを返信すること。

5 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月18日（月）まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

6 業務提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年5月18日（月）午後5時

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日、休日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

7 ヒアリング審査対象者の選定

業務提案書を審査し、ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、令和2年5月22日（金）までに選定通知書により通知する。

8 非選定通知に関する事項

業務提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和2年5月22日（金）までに通知する。

9 ヒアリング

ヒアリング審査対象者に選定された者に対して、業務提案書の提案内容について、基本的にヒアリングを実施する。

なお、審査委員会委員及び審査委員会は、非公開とする。

10 業務提案書の特定

(1) 業務提案書を審査し、最も優れた業務提案書を特定する。特定された業務提案書を提出した者を契約予定者として決定し、令和2年6月1日（月）までに書面にて通知する。

(2) 特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、令和2年6月1日（月）までに通知する。

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 2の応募資格を満たさない者

(2) 参加表明書を提出期限までに提出しない者

(3) 業務提案書を提出期限までに提出しない者

(4) ヒアリングに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者

(5) 参加表明書に虚偽の記載をした者

(6) 業務提案書に虚偽の記載をした者

(7) 本プロポーザルの公告以降、審査委員会委員又は関係者と本業務に関して接触を求めた者

12 その他

(1) 詳細は、業務説明書による。

(2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限るものとする。

(3) 照会窓口は、事務局とする。